平成２６年（フ）第４９８号
神奈川県伊勢原市板戸350番地の１　パルメゾンＹＧＭ409号、前住所神奈川県伊勢原市桜台２丁目７番42号
破産者　石川　裕隆
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２００号
相模原市南区南台４丁目13番16号　和光ビル304
破産者　澤田　通和
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４号
山梨県大月市大月１丁目19番８号
破産者　井上　眞二
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目10番９号
破産者　加々見勝代
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第２００９号
名古屋市緑区四本木615番地　エルシノア203号
破産者　伊藤　政彦
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９０号
名古屋市中区錦２丁目７番６号　ブランメール伏見901号、開始決定時の住所名古屋市中区栄１丁目14番20号　東海御園ハイツ212号
破産者　コウセイ住設こと　恒川　武彦（旧姓本岡）
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５２号
名古屋市東区古出来１丁目３番６号　水野ビル２Ｆ東
破産者　カラオケ酒場ばらえ亭こと　肱岡　輝樹
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５４号
京都市山科区厨子奥矢倉町34―７　厨子奥ハイツ201号、破産手続開始決定時の住所京都市山科区厨子奥若林町30番地８　ドミール厨子奥Ｂ202
破産者　松田　麻美（旧姓塚本）
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
神戸市須磨区大黒町１丁目１番16号　ベル板宿Ⅱ101、従前の住所大阪府豊中市玉井町１丁目３番25号
破産者　カサイハウジングこと　笠井　二郎
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６９号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番９―406号、従前の住所京都府舞鶴市字大俣375番地の１
破産者　井上　安博
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８４号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番９号　とみやビル403、従前の住所神戸市兵庫区下沢通３丁目１番11号
破産者　佐々木営業部こと　佐々木　修
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８６号
神戸市西区竹の台６丁目６番地３―804号
破産者　籃谷　仁一
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６号
広島県呉市宮原２丁目７―26、住民票上の住所広島県呉市西中央５丁目５番16号
破産者　奥原　三朗
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第６１２号
横浜市栄区飯島町1791番地　飯嶋荘101号、開始決定時の住所横浜市栄区元大橋１丁目32番５号
破産者　望月　量三
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１４号
横浜市栄区飯島町1681番地１　フローレンスパレス本郷台ヒルズ309号室、開始決定時の住所横浜市港南区港南台４丁目５番24―205号
破産者　望月　一弥
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４号
富山市秋吉新町17番16号
破産者　谷　　弘江
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８８号
静岡県浜松市浜北区内野4291番地
破産者　山本　和弘
1　決定年月日　平成27年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係